

## 〔保健福祉部 社会福祉課 所管〕

### ○民生委員児童委員活動支援事業（03010106） 8,999 千円（8,967 千円） 予算書 P94

〔国・県：12 千円 一財：8,987 千円〕

\*国・県積算根拠（単位：千円）

〔県補：民生委員推薦会補助金 1,800 円×7 人×1 回≒12 千円〕

#### （目的及び期待する効果）

社会奉仕の精神をもって、援助を必要とする人に対して、相談や助言、援助等にあたる民生委員児童委員の活動を支援する。民生委員児童委員の活動により社会福祉の増進に努め、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

#### （内容）

守谷市民生委員児童委員協議会に対する助成

内訳 民生委員児童委員 91 人×98,000 円=8,918,000 円

### ○災害時要援護者支援事業（03010107） 1,309 千円のうち 488 千円（465 千円） 予算書 P94

〔一財：488 千円〕

#### （目的及び期待する効果）

災害時に一人で避難をすることが特に困難な市民（災害時要援護者）に関する情報を民生委員と共有し、迅速な救助活動を行う体制を整えることにより、災害時要援護者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

#### （内容）

災害時要援護者を適正に把握するために、災害時要援護者台帳及び地図管理システムの保守を委託するとともに、関係団体と連携し支援体制の確立を目指す。

障がい者 368 人

障がい認定を受けた高齢者 151 人

ひとり暮らし要支援認定者 79 人

要支援高齢世帯 115 人

認知症の日常生活自立度Ⅱ 78 人

要介護認定者 109 人

高齢者世帯 846 人

登録者合計 1,746 人  
(平成 26 年 1 月 17 日現在)

### ○社会福祉協議会補助事業（03010108） 43,225 千円（44,331 千円） 予算書 P95

〔国・県：375 千円 一財：42,850 千円〕

\*国・県積算根拠（単位：千円）

〔県補：地域ケアシステム推進事業補助金 1,500,000 円×1/4=375 千円〕

#### （目的及び期待する効果）

市民の地域福祉に対する多様なニーズに応えるため、民間の持つ特性・柔軟性を生かした事業の推進に補助するもので、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会の推進を図ることが期待できる。

#### （内容）

社会福祉協議会職員 6 人及び臨時職員 2 人の人件費及び事務費等

社会福祉法第 109 条で「地域福祉推進の中核団体」としての位置づけがあり、公共性の高い福祉事業を行っている。

### ○地域ケアシステム推進事業（03010109） 350 千円（350 千円） 予算書 P95

〔国・県：175 千円 一財：175 千円〕

\*国・県積算根拠（単位：千円）

〔県補：地域ケアシステム推進事業補助金 350,000 円×1/2=175 千円〕

#### （目的及び期待する効果）

高齢者や障がい者が家庭や地域で安心して生活できるようにするために、要援護者一人ひとりに

医師や看護師、ヘルパー等の関係者が在宅ケアチームを組み、地域全体として総合的に支援を行う。また、介護保険制度などとの連携・調整を図りながら、各種の在宅サービスを提供できるように一人ひとりの在宅支援システムを構築するとともに、福祉意識の高揚を図る啓発事業を展開し福祉の増進を図る。

**(内容)**

在宅の寝たきり・認知症高齢者、重度障がいのある要援護者に対し、福祉・保健・医療の各サービス機関と連携を取り、住み慣れた地域で在宅サービスを提供するため一人ひとりの在宅支援システムの構築を図る。

**○健康スポーツフェスティバル (03010110) 2,171 千円 (2,176 千円) 予算書 P95**

[国・県：376 千円 その他：60 千円 一財：1,735 千円]

\*国・県積算根拠 (単位：千円)

[県補：老人クラブ助成事業補助金 376 千円]

\*その他積算根拠 (単位：千円)

[諸収入：健康スポーツフェスティバル出店負担金 60 千円]

**(目的及び期待する効果)**

若年層から高齢者層まで世代を超えた交流及びスポーツや健康づくりの機会を提供することにより、スポーツの楽しさを体験するとともに、生きがいや健康づくり・社会参加を促進する。また、健康・福祉に関する団体等の発表などを通じ、参加団体のお互いの交流を図るとともに、来場者の福祉関係団体の活動に対する理解を深める。

**(内容)**

若年層から高齢者層まで世代を超えた交流及びスポーツや健康づくりの機会を提供する。また、福祉関係団体のお互いの交流機会や市民への福祉関係団体の活動内容を発表する場として、福祉関係団体の発表ステージや活動発表ブース、模擬店ブースを提供する。

**○地域福祉活動助成事業 (03010115) 6,125 千円 (新規事業) 予算書 P96**

[その他：6,125 千円]

\*その他積算根拠 (単位：千円)

[地域福祉基金繰入金：6,125 千円]

**(目的及び期待する効果)**

地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく課題や地域における身近な生活課題に対応する事業を支援することにより、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるような地域づくり、支え合いづくりを進めていくことを目的とする。

**(内容)**

地域福祉計画・地域福祉活動計画を実施するために守谷市社会福祉協議会の支部(守谷支部、高野支部、大野支部、大井沢支部、北守谷支部、みずき野支部)ごとに組織された地区別実行委員会が実施する地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく課題や地域における身近な生活課題に対応する事業に対し、助成金を交付する。

助成金額(上限額)

守谷支部	1,326 千円	大井沢支部	784 千円
高野支部	1,145 千円	北守谷支部	1,215 千円
大野支部	792 千円	みずき野支部	863 千円

**○福祉タクシー助成事業 (03010209) 2,452 千円 (2,129 千円) 予算書 P99**

[一財：2,452 千円]

**(目的及び期待する効果)**

重度障がいのある方または 70 歳以上のみの世帯で住民税非課税世帯を対象とし、その対象者が病院等に通える環境を整えることにより、健康の回復や生活の維持を図る。

(内容)

医療機関への通院等に要するタクシー料金の初乗運賃相当額を助成する。

- ・人工透析を実施している方 1人年 48枚 (福祉タクシー券2冊) まで
- ・その他の方 1人年 24枚 (福祉タクシー券1冊) まで  
(利用見込み 260人)

○障がい者自立支援給付事業 (03010213) 548,738千円 (404,370千円) 予算書 P99

[国・県：410,109千円 一財：138,629千円]

\*国・県積算根拠 (単位：千円)

[国負：障がい者自立支援給付費負担金	236,237千円]
(補装具費給付事業)	10,738,000円×1/2= 5,369千円
(障がい者介護給付事業)	266,447,000円×1/2= 133,223千円
(障がい者訓練等給付事業)	184,198,000円×1/2= 92,099千円
(高額障がい福祉サービス費)	12,000円×1/2= 6千円
(相談支援給付費)	11,080,000円×1/2= 5,540千円
[国負：障がい者医療費負担金	20,097千円]
(自立支援医療給付事業)	40,194,000円×1/2= 20,097千円
[国負：障がい児施設給付費等負担金	17,073千円]
(障がい児通所支援事業)	34,147,000円×1/2= 17,073千円
[県負：障がい者自立支援給付費負担金	118,118千円]
(補装具費給付事業)	10,738,000円×1/4= 2,684千円
(障がい者介護給付事業)	266,447,000円×1/4= 66,612千円
(障がい者訓練等給付事業)	184,198,000円×1/4= 46,049千円
(高額障がい福祉サービス費)	12,000円×1/4= 3千円
(相談支援給付費)	11,080,000円×1/4= 2,770千円
[県負：障がい児施設給付費等負担金	8,536千円]
(障がい児通所支援事業)	34,147,000円×1/4= 8,536千円
[県負：障がい者医療費負担金	10,048千円]
(自立支援医療給付事業)	40,194,000円×1/4= 10,048千円

(目的及び期待する効果)

独立して日常生活を営むことが困難な障がい者が施設へ入所又は通所し、必要とされる指導、治療、訓練等を受けることを支援する。また、補装具費を支給することにより障がい者(児)の日常生活の維持・向上を図る。

(内容)

身体・知的・精神障がい者(児)に対する居宅介護や施設への入所・通所の支援及び補装具費の支給などの支援を行う。

・補装具費給付事業	10,738,000円 (車いす・補聴器・歩行器・電動車いす等)
・自立支援医療給付事業	40,194,000円 (免疫療法・人工透析療法等)
・高額障がい福祉サービス費	12,000円
・障がい者介護給付事業	266,447,000円
*内訳	
居宅介護	12,832,320円
同行援護	675,360円
短期入所	3,881,200円
生活介護	169,728,000円
施設入所支援	64,694,280円
療養介護	14,635,200円
・障がい者訓練等給付事業	184,198,000円
*内訳	
共同生活援助	18,688,000円
自立訓練	17,362,800円

	就労継続支援（A型）	5,203,440円
	就労継続支援（B型）	48,380,640円
	就労移行支援	94,562,160円
・障がい児通所支援事業	34,147,000円	
*内訳	児童発達支援事業	15,269,436円
	放課後等デイサービス事業	18,876,900円
・相談支援給付費	11,080,000円	
*内訳	障がい児	2,086,000円
	障がい者	8,994,000円

○障がい者地域生活支援事業（03010214） 29,716千円（26,187千円） 予算書 P100

[国・県 15,045千円 その他 240千円 一財 14,431千円]

\*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：障がい者地域生活支援事業補助金 20,060,000×1/2＝ 10,030千円]

[県補：障がい者地域生活支援事業補助金 20,060,000×1/4＝ 5,015千円]

\*その他積算根拠（単位：千円）

[諸収入：訪問入浴サービス利用者納付金 240千円]

（目的及び期待する効果）

地域における医療機関、障がい福祉サービス事業者等の関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、守谷市地域自立支援協議会を設置し、その運営を行う。また、在宅で生活する障がい者（児）にサービスの提供や日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図り、併せて自立への支援と家族の負担軽減を図る。

（内容）

守谷市地域自立支援協議会の運営や日中一時支援、訪問入浴サービス及び日常生活用具給付等のサービスを提供する。

・地域自立支援協議会委員謝礼	300,000円
・訪問入浴サービス事業	2,400,000円
・意思疎通支援事業	747,000円（手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣分等）
・地域活動支援センター事業	10,924,000円
・障がい者日常生活用具給付扶助費	8,979,000円（ストマ用具・特殊寝台・移動支援用具等）
・自動車運転免許取得費補助事業	100,000円
・自動車改造費補助事業	100,000円
・日中一時支援事業	3,837,000円
・移動支援事業	2,329,000円
	合計 29,716,000円

○特別障がい者援護事業（03010219） 15,453千円（13,222千円） 予算書 P101

[国・県：11,537千円 一財：3,916千円]

\*国・県積算根拠（単位：千円）

[国負：特別障がい者手当負担金 15,234,000円×3/4＝ 11,425千円]

[国委：特別児童扶養手当事務費 112千円]

（目的及び期待する効果）

重度身体障がい者（児）並びに同等の知的障がい者（児）、精神障がい者（児）が安定した生活を送るための経済的負担の軽減を図る。

（内容）

障がい児福祉手当	34人×月額	14,080円×12箇月＝	5,744,640円
特別障がい者手当	30人×月額	25,890円×12箇月＝	9,320,400円
経過的福祉手当	1人×月額	14,080円×12箇月＝	168,960円
		合計	15,234,000円

○在宅障がい児福祉手当支給事業（03010220） 3,888千円（3,648千円） 予算書 P101

[国・県：540千円 一財：3,348千円]

\*国・県積算根拠（単位：千円）

[県補：在宅障がい児福祉手当補助金 3,000円×30人×12箇月×1/2＝ 540千円]

（目的及び期待する効果）

20歳未満の障がい者（児）の介護にあたる保護者の経済的支援を図るとともに、障がい者（児）の生活の向上を図る。

（内容）

4,000円×81人×12箇月＝3,888,000円

○難病患者福祉手当支給事業（03010221） 6,480千円（5,520千円） 予算書 P101

[一財：6,480千円]

（目的及び期待する効果）

治療法が確立されていない難病は、長期的な治療を要し、患者やその家族には入院、手術、通院等による多大な経済的負担を余儀なくされていることから、それらの負担軽減を図ることにより、難病患者本人及びその家族の生活の向上を図る。

（内容）

一般特定疾患	}	20,000円×324人＝6,480,000円
特定疾患登録者		
小児慢性特定疾患		
先天性血液凝固因子疾患		

○障がい者福祉センター運営管理事業（03010223） 13,446千円（29,564千円） 予算書 P101

[一財：13,446千円]

（目的及び期待する効果）

地域において就労が困難な在宅の障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、生きがいを高めることを目的とする。各種行事等を多く取り入れ、市民と接する事により、交流を深め一人ひとりに応じた自立を支援する。また、就学中の障がい児に対しては、放課後支援を実施し、生活能力の向上や放課後等の居場所作りの支援をする。

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、障がい者福祉センターの管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に指定管理者による運営を行う。

（内容）

障がい者に対しては、本人の能力や特性、ニーズに応じ生活介護、就労移行支援、就労継続支援事業を行い、個々の持つ可能性の伸長を図りながら、日常生活機能の維持向上、生産活動の機会及び就労支援等を提供する。

障がいの程度に応じ2グループ（生活介護班・就労支援班）を編成し、生活介護及び就労支援を実施する。

就学中の障がい児に対しては、放課後等デイサービスを行い、放課後や長期休み中の居場所を提供し、学校教育と相まって、障がい児の生活能力の向上及び自立支援を行う。

障がい者相談支援事業として、障がい者及びその家族等に対し、障がい福祉サービスのケアマネージメントや、生活・就労等の相談事業を行う。

生活介護・・・・・・・・食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。

就労移行支援・・・・・・・・就職の希望がある利用者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上の訓練をする。

就労継続支援B型・・・・就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援する。

放課後等デイサービス・・・・就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向

上及び自立を促進する訓練を行う。  
障がい者相談支援・・・障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画案を作成し、サービス開始後は、事業者との連絡調整を行う。また、障がい者及びその家族等の日常生活に係る相談に応じ支援を行う。

○こども療育教室通園指導事業（03010224） 9,904 千円（10,030 千円） 予算書 P102

[その他：9,904 千円]

\*その他積算根拠（単位：千円）

[負担金：障がい児通所支援事業費負担金 9,904 千円]

（目的及び期待する効果）

発達に何らかの問題を有する就学前の児童の育成を助長するために、親子で通園し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行う。また、保護者からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながらその児童の実態を把握し、指導や訓練を行うことにより、より良い発達を促す。

（内容）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行うため、それぞれの児童の障がいの種類、程度に応じて適切な指導が行えるように以下の療育を実施する。

個別指導：個々に応じた親子指導、相談

（1人につき1回1時間で月3回実施。指導見込86組）

集団指導：年齢、実態を考慮した小集団指導

（2グループで各グループ週1回実施）

水療育：専門講師によるスキンシップ水療育（年8回実施）

各種相談：・発達に関すること

・就園、就学に関すること

・医療、保健、福祉、教育等における関係機関との連携に関すること

○臨時福祉給付金事業（03010801） 122,809 千円（新規事業） 予算書 P113

[国・県：122,809 千円]

\*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：臨時福祉給付金事業費補助金 110,500,000 円×10/10=110,500 千円]

[国補：臨時福祉給付金事務費補助金 12,309,000 円×10/10=12,309 千円]

（目的及び期待する効果）

4月からの消費税率引き上げに伴う所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的に臨時福祉給付金を支給する。

（内容）

給付対象者：平成26年度の市民税（均等割）非課税者。ただし、本人の被扶養者が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となる。

給付額：給付対象者1人につき1万円

ただし、高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者や児童扶養手当、特別障がい者手当等の受給者などについては、5千円が加算される。

10,000 円×9,500 人=95,000 千円

5,000 円×3,100 人=15,500 千円

○生活保護庶務事務（03030101） 5,166 千円（4,432 千円） 予算書 P134

[国・県：2,450 千円 一財：2,716 千円]

\*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：セーフティネット支援対策等事業費補助金 577 千円]

[県補：緊急雇用創出等基金(住まい対策分)事業補助金 1,873 千円]

(目的及び期待する効果)

生活保護法に基づき、生活保護の実施機関として事務を行うにあたり、その体制を整え効率化を図ることにより、制度の適正実施が期待できる。今年度も県補助金を活用して「就労支援員」を雇用し、受給者の自立促進を図る。

(内容)

・非常勤職員報酬	1,897,000 円	・精神科医謝金	168,000 円
・旅費	190,000 円	・消耗品費, 燃料費, 修繕料	190,000 円
・通信運搬費, 手数料, 自動車損害保険料	626,000 円	・生活保護システム保守点検	906,000 円
・レセプト点検, 訪問調査委託料	276,000 円	・コンピュータ賃借料	312,000 円
・生活保護システム改修	594,000 円	・自動車重量税	7,000 円

○生活保護事業 (03030201) 398,820 千円 (425,112 千円) 予算書 P135

[国・県: 306,963 千円 その他: 200 千円 一財: 91,657 千円]

\*国・県積算根拠 (単位: 千円)

[国負: 生活保護費負担金 (生活扶助費等分) (204,509,000 円 - 200,000 円) × 3/4 ≒ 153,231 千円]

[国負: 生活保護費負担金 (医療扶助費等分) 184,746,000 円 × 3/4 ≒ 138,559 千円]

[国負: 生活保護費負担金 (介護扶助費等分) 9,565,000 円 × 3/4 ≒ 7,173 千円]

[県負: 生活保護費負担金 (法 73 条関係) 2,000,000 円 × 4 = 8,000 千円]

\*その他積算根拠 (単位: 千円)

[諸収入: 生活保護法第 63 条返還金 50 千円]

[諸収入: 生活保護法第 63 条返還金 (滞納繰越分) 50 千円]

[諸収入: 生活保護法第 78 条返還金 (滞納繰越分) 100 千円]

(目的及び期待する効果)

要保護者に対し、一定の基準に従い必要な保護を行い、憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を促進する。

(内容)

- ・ 現状 (平成 25 年 11 月 30 日現在)
  - 常住人口 63,721 人 (平成 25 年 11 月 1 日現在)
  - 保護世帯数 177 世帯
  - 保護人数 240 人
  - 保護率 0.38% (保護人数 / 常住人口 × 100)
- ・ 見込み (平成 26 年 11 月 30 日)
  - 保護世帯数 192 世帯
  - 保護人数 254 人
- ・ 扶助別内訳
  - 生活扶助 127,248 千円
  - 住宅扶助 70,152 千円
  - 教育扶助 2,664 千円
  - 医療扶助 184,746 千円
  - 生業扶助 1,165 千円
  - 葬祭扶助 1,000 千円
  - 介護扶助 9,565 千円
  - 施設事務費 2,280 千円